

### 手話言語等条例制定で市

## 通訳者の派遣先拡大へ

障害者が円滑に意思疎通できる社会の実現に向け、「手話言語等条例」の来春制定を目指す明石市は、制定に合わせて手話通訳者らの派遣範囲を拡大し、人材の養成にも力を入れる方針を明らかにした。火災警報器など生活用具の支給対象も見直し、利用者の実情に応じた運用を図る。

また自動消火器など生活用具の一部は、家族に健常者がいると支給対象外に。現在でも市が必要と判断すれば準用しているが、実態に即した対応を職員に徹底する。

同条例の検討委員会がこのほど、手話や点字、ひらがな表記の普及などを通じ、障害者のコミュニケーション促進を図る素案を取りまとめたことを受け、実現に向けて環境を整える必要があると判断した。

市は現在、公的機関での手続きや相談、病院の受診、契約、1親等の冠婚葬祭などの際

に、手話通訳者や要約筆記者を派遣。利用者から、就職の面接や1親等以外の冠婚葬祭にも派遣を求める声が出ていた。

市はこのほか、知的障害や発達障害のある人向けに、公的機関や病院の利用に必要な情報を平易な言葉で紹介する冊子の発行などを検討。手話通訳者や要約筆記者の報酬の見直しを進める。

市によると、市内には身体、知的(療育)、精神障害者手帳の所持者がそれぞれ、1万2

026人、2190人、2007人(いずれも今年3月末時点)いる。条例案への市民意見(パブリックコメント)は1月16日まで募集。当事者の考えを聞くため、全文を点訳、音訳したり、ふりがなを付けたりしたのも用意している。電話での聞き取り、代筆にも対応する。市福祉総務課 ☎078・918・5142、ファクス078・918・5133

(新開真理)